⑷　遺族特別援護金

通勤災害で死亡した職員の遺族に支給される遺族特別援護金の限度額を1,130万円から1,055万円にする等の改定を行った（規則16―３の一部改正等）。

⑸　奨学援護金

奨学援護金の支給月額のうち、中学校等に係る額を16,000円から17,000円に改定した（規則16―３の一部改正）。

⑹　平均給与額の改定率等

一般職の国家公務員の給与水準の変動等に対応して、次の事項について改正を行った。

ア　年金たる補償に係る平成28年度の補償額の算定に用いる平均給与額の改定率等（平成２年人事院公示第８号の一部改正）

イ　年金たる補償等に係る平成28年度の平均給与額の最低限度額及び最高限度額（平成４年人事院公示第６号の一部改正）

ウ　平成28年度の遺族補償一時金等の算定における既支給額の再評価率（平成４年人事院公示第７号の一部改正）

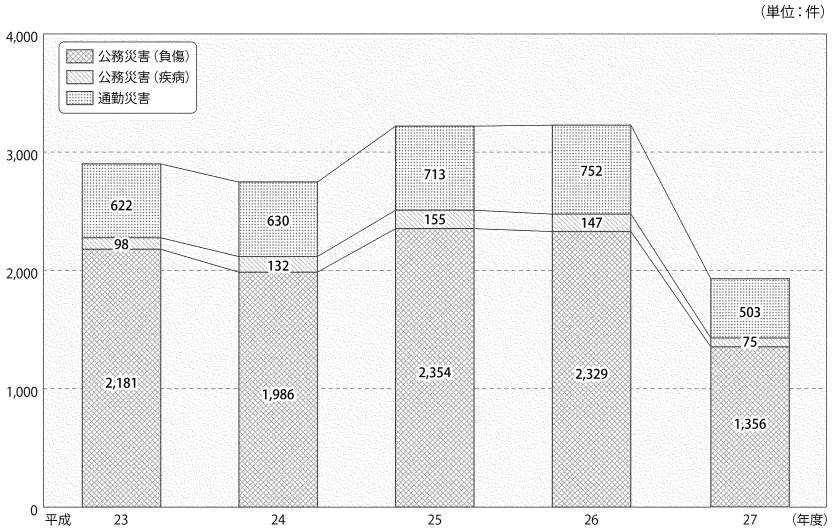
２　災害補償の実施状況

人事院では、毎年、各実施機関から前年度における補償及び福祉事業の実施状況について報告を受けている。

補償法は、常勤・非常勤を問わず、一般職の国家公務員に適用され、その適用対象職員数は約43万人（平成27年７月現在）である。

平成27年度に実施機関が公務災害又は通勤災害と認定した件数は1,934件（公務災害1,431件、通勤災害503件）であった（図５－６）。

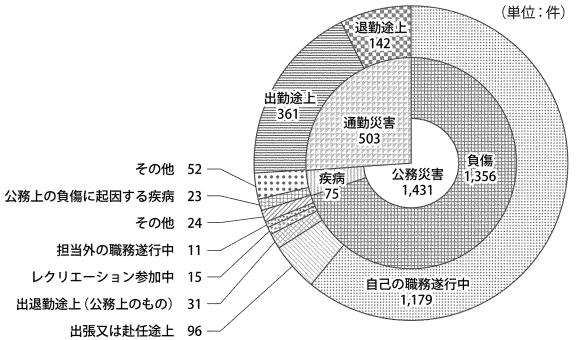
図5-6　公務災害及び通勤災害の認定件数の推移



公務災害については、負傷によるものが1,356件（94.8％）、疾病によるものが75件（5.2％）となっている。

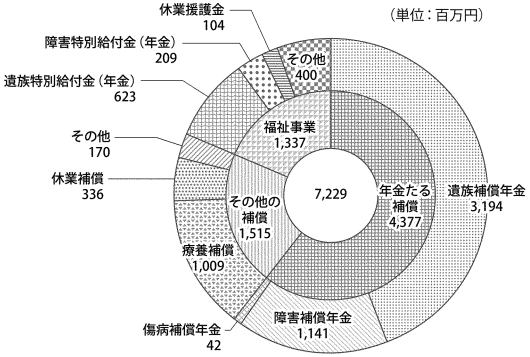
通勤災害については、退勤時よりも出勤時におけるものが多く、361件（71.8％）となっている（図５－７）。

図5-7　公務災害及び通勤災害の事由別認定状況



平成27年度に実施機関が実施した補償及び福祉事業の件数は8,707件（補償5,494件、福祉事業3,213件）であり、その金額は約72億円（補償約59億円、福祉事業約13億円）となっている（図５－８）。

図5-8　補償及び福祉事業の種類別実施金額



３　災害補償制度の運営

⑴　補償制度の適正な運営

平成29年１月現在、26の府省等及び８の行政執行法人等が実施機関として被災職員等に対し補償及び福祉事業の直接的な実施に当たっており、人事院は、実施に係る基準等を定めるほか、各実施機関における公務災害及び通勤災害の認定、障害等級の決定等について、必要に応じて協議、相談に応じている。

また、災害補償業務の迅速かつ公正な実施の確保のために、実施機関の担当者を対象とする研修等を毎年行っており、平成28年度は表５－２のとおり研修等を実施した。

表5-2　平成28年度における研修等実施状況

研修等の名称	実施期間	参加対象者	参加者数
災害補償担当官会議	１日	本府省等の災害補償事務担当者	53人
本府省等災害補償実務担当者研修会	３日	本府省等における災害補償業務に係る経験年数が１年未満の担当者	93人
災害補償業務研究会	２日	本府省等における災害補償業務に係る経験年数が１年以上の担当者	44人
災害補償実務担当者研修会（人事院の各地方事務局（所）において開催）	各1～2日	地方機関の災害補償事務担当者等	405人